

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年12月28日

月 曜 日

号 外(6)

目 次

規 則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

1

規 則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年12月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第66号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

「所 在 地

第 1 号様式中 法 人 名 を

代表者氏名 印」

「所 在 地

法 人 番 号

法 人 名

代表者氏名

に改める。

印」

「所 在 地
 第 1 号様式の 2 中 法 人 名 〃 を
 代表者氏名 〃 印」

「所 在 地
 法 人 番 号
 法 人 名 〃 に改める。
 代表者氏名 〃 印」

「法 人 名
 第 1 号様式の 3 中 代表者氏名 〃 印 を
 」

「法 人 番 号
 法 人 名 〃 に改める。
 代表者氏名 〃 印」

「
 第 3 号様式中 住 所 (所在地) 〃 を
 氏 名 (名称及び代表者氏名) 〃 印」

「住 所 (所在地)
 氏 名 (名称及び代表者氏名) 〃 印 に改める。
 個人番号 (法人番号) 〃 」

「
 第 4 号様式中 住 所 (所在地) 〃 を
 氏名 (名称及び代表者氏名) 〃 印」

「住 所 (所在地)
 氏 名 (名称及び代表者氏名) 〃 印 に改める。
 個人番号 (法人番号) 〃 」

(富山県生活保護法施行規則の一部改正)

第 2 条 富山県生活保護法施行規則 (昭和58年富山県規則第21号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号の (表) 中

に改める。

様式第13号中

「2 不実の申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。」

を

「2 世帯員が増加した場合は、申請の理由欄に増加した世帯員の氏名及び個人番号を記入してください。

3 不実の申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。」

に改める。

(富山県身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第3条 富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「氏名 ㊟ を
本人との続柄 」

「氏名 ㊟
個人番号
本人との続柄

15歳未満の 児童の氏名 個人番号

に改め、同様式に備考として次のように加え

る。

備考 15歳未満の児童については、保護者が代わつて届け出ること。この場合、児童の氏名及び個人番号を 内に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

様式第5号中 「氏名 ㊟ を
本人との続柄 」

「氏名 ㊟

個人番号

本人との続柄

15歳未満の

児童の氏名

個人番号

に改め、同様式の備考の 1 中「こと。」の次

に「この場合、児童の氏名及び個人番号を 内に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。」を加える。

「住所

様式第 6 号中

氏名

を

本人との続柄

」

「住所

氏名

個人番号

本人との続柄

に改め、同様式に備考として次のように加

15歳未満の

児童の氏名

個人番号

」

える。

備考

- 1 15歳未満の児童については、保護者が代わつて届け出ること。この場合、児童の氏名及び個人番号を 内に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
- 2 手帳の交付を受けた者以外の者が届け出る場合は、届出人の個人番号は記入する必要がないこと。

(富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第 4 条 富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則（昭和39年富山県規則第

80号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の(表)中

(ふりがな) 氏 名		を
---------------	--	---

(ふりがな) 氏 名		個人番号		に改める。
---------------	--	------	--	-------

(富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正)

第5条 富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成11年富山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第26号中 「氏名 印 を
患者との関係 () 」

「氏名 印
個人番号 に、
患者との関係 () 」

住 所					を
氏 名					
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女		

住 所					に改
氏 名					
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女		
個人番号					

める。

様式第28号中 「氏名 印 を
患者との関係 () 」

「氏名 印
個人番号 に、
患者との関係 () 」

様式第33号中 「氏名 印
患者との関係 () 」 を

「氏名 印
個人番号 に、
患者との関係 () 」

住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

を

住 所			
氏 名			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
個人番号	⋮	⋮	⋮

に改

める。

(富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第6条 富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和41年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第29号中

申 (本 人) 者	フリガナ				生年月日	年 月 日生		
	氏名				印			
	住所	※住所コード				電話 ()		

を

申 (本 人) 者	フリガナ				生年月日	年 月 日生							
	氏名				印								
	住所	※住所コード				電話 ()							
	個人番号												

に改める。

様式第31号中

氏 名	生年月日

を

氏 名	生年月日	個人番号

に改める。

様式第32号及び様式第34号中「手帳番号」を「個人番号」に改める。
手帳番号」

様式第35号中

精神障害者	氏 名		手帳番号	
	住 所			

を

精神障害者	氏 名		手帳番号	
	住 所			
	個人番号			

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)